

水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準の改正について

○ほう素

令和元年6月20日付け「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等の暫定排水基準の業種並びに基準値が改正された。そのうち、金属鉱業について設定されていたほう素については、暫定基準の値に変更はなく3年間の期限が設定された。

(参考) ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準 (金属鉱業抜粋)

業種	制限等	改正前 (H28. 7. 1~R1. 6. 30) →改正後 (R1. 7. 1~R4. 6. 30)		
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)
		一般排水基準： 10 (海域は 230)	一般排水基準： 8 (海域は 15)	一般排水基準： 100
工業 金属鉱業		100 → 100		

○カドミウム及びその化合物

令和元年11月18日付け「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、平成28年12月に改正されたカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の適用期限が延長された。

(参考) カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準とその適用期間

業種	基準値 (単位mg/L)	
	改正前	改正後
金属鉱業	0.08 (H28. 12. 1R1. 11. 30)	0.08 (R1. 12. 1~R3. 11. 30)

一律排水基準：0.03mg/L